



障がい者支援課長
みさき なおひこ
三崎 直彦

「ハナハナ」コーナー

90
きゅうじゅう

障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりを！

◎ 障がい者支援課 [本庁舎1階]

障がい者支援課は、障害者手帳の交付をはじめ、障がい福祉サービスの利用や給付の決定、障がい程度区分の認定、関連する相談などの業務を行っています。

また、市内関係機関、事業者が協力して「障がい者地域自立支援協議会」を設立し、就労、住まい、児童の支援など地域のさまざまな問題の解決に向けた話し合いや取組を行っています。

障がい者福祉制度の中心となる障害者自立支援法は、障がいのある方が、地域とともに自立して生活することができる社会の実現という新たな理念を掲げています。自己負担の増など問題が多いといわれていますが、身体・知的・精神の3障がいの福祉サービスの一元化や施設での生活から地域で生活できるようにサービス体系を再編するなどよい点もたくさんあります。

市は、今月まとめる「第2期障がい福祉計画」に沿って、今後も福祉サービスを充実させ、障がいの有無にかかわらず安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

【係のお問い合わせは】

障がい福祉係
☎(24) 0 3 2 7
障がい者認定係
☎(24) 0 2 5 1

『声のラン』～声の「花」を咲かせましょう！



声②

近いうちに犬を飼いたいと思います。市役所への届出などどのような手続きが必要ですか？

答お答②

ペットとして飼育する犬は、狂犬病予防法により取得した日(生後90日以内の犬を取得したときは生後90日を経過した日)から30日以内に市町村に登録を届け出ることが義務付けられています。
登録手続は、市役所の窓口や市内の動物病院でできます。1匹につき3千円の登録手数料を市に納める必要があります。犬を登録すると鑑札を渡しますので、首輪などに取り付けてください。

市の組織には、90種類の課(セクション)があります。(平成20年11月1日現在、派遣職員は除く)皆さんは、市役所がどのような「しごと」をしているのかご存じですか？

市民生活課生活環境係
☎(24) 0 2 6 1

犬を飼うために必要な手続きは？

《30歳代女性》

また、登録済の犬の所在地が転居などでほかの市町村に移ったときは、鑑札を持って、転居先の市町村で住所変更手続をしてください。

また、飼い主は、毎年1回、飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられています。毎年4月上旬に、犬の登録をしている飼い主の皆さんに予防注射の案内書をお送りしています。

飼い主の責任として、犬の登録と予防注射は必ず行うようにしましょう。



幼児は児童館を利用できますか？

市内には、7か所の児童館があります。いずれも幼児サークルや個人で入館し、好きな遊びが楽しめるほか、毎月、親子で一緒に楽しめる行事も行っています。なお、小学校入学前のお子さんは、必ず保護者の方と一緒に入館してください。

- 開館日…月～土曜日 9時～17時30分
- 休館日…日曜・祝日、年末年始
- 利用方法…無料で自由に入館できます
- ※館内での飲食はできません。

【詳細】保育課児童館係 ☎(24) 0 3 3 8

【ワンポイントメモ】

市は、「千歳市動物の愛護及び管理に関する条例」を定め、動物愛護を進めるとともに、ペットを適正に飼育するよう指導しています。特に、犬の散歩中のフンは、飼い主の責任において必ず後始末するようお願いいたします。

案内

「いまさら、なかなか聞けないわ」ということはありませんか？小さなことでも、正しく理解していただくために、「イマハナ」コーナーでは、皆さんのささやかな疑問にお答えします。